

積立定期預金《個別定期方式》（エンドレス型）

令和2年5月11日現在

1. 商 品 名	・積立定期預金《個別定期方式》（エンドレス型）		
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま		
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・定めはありません。 ・お預入れの都度、期日指定定期預金（期間3年）の自動継続（元利金継続）となります。 		
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	【窓口でお預入れの場合】	<ul style="list-style-type: none"> (1) ご契約期間の制限はなく、分割してお預入れできます。 (2) 1回あたり100円以上300万円未満 (3) 1円単位 	
	【ATMでお預入れの場合】	現金でお預入れの場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) ご契約期間の制限はなく、分割してお預入れできます。 (2) 1,000円以上100万円以内 (3) 1,000円単位
		カードでお預入れの場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) ご契約期間の制限はなく、分割してお預入れできます。 (2) 100円以上200万円以内 (3) 1円単位
5. 払戻方法	・全額払戻または一部払戻しが可能です。		
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課 税	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ時の期日指定定期預金の店頭表示利率（自動継続時は継続日の利率）を適用します。 ・なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・自動継続される場合は利息を元金に組み入れします。 ・全額払戻または一部払戻される場合、お預け入れされた金額ごとに、預入日（継続日）から解約日までの期間に応じて中途解約扱いとして利息計算を行い、元金とともにお支払いします。 ・期日指定定期預金の計算方法を適用します。 ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 		
7. 手 数 料	・定めはありません。		
8. 付加できる 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に定められた条件を満たすお客さまの場合はマル優のお取扱いができます。 ・普通預金、当座預金からの自動振替によるお預入れができます。 		
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・次の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年複利の方法で利息を計算します。 ① 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率 ② 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・2年以上の約定利率×40% ・ただし、上記の算式により計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とします。 		

<p>10. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概算金額指定払戻（1万円以上）により預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求額に達するまで預金を1口毎に順次解約します。 なお、解約順序は特に指定のない限り、当行所定の順序により解約します。 ・満期日を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金とします。 ・メールオーダーサービスにより口座開設する場合の口座（自動）振替の預入金額は、1口3千円以上1千円単位とし、普通預金からのお振り替えによるお預入れができます。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。